報　告　1

書面による協議の結果について

滋賀バス「草津伊勢落線」の消費税増税に伴う運賃改定に係る書面協議、まめバス国庫補助上限額の変更に係る地域内フィーダー系統確保維持計画の変更に伴う書面協議の結果について、別紙のとおり報告します。

報告１　書面による協議の結果について

＜案件①＞
〔令和元年７月２２日付け地域公共交通会議書面協議〕
滋賀バス「草津伊勢落線」の消費税増税に伴う運賃改定に係る書面協議について

令和元年１０月１日からの消費税増税に伴う運賃改定の取扱いについて、国より消費税を円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担するよう示されたことから、滋賀バスにおいて、草津伊勢落線の消費税増税に伴う運賃改定を行われるもの。

⇩

◆結果

承認：２５人、反対：０人、棄権（回答なし）：０人

＜案件②＞
〔令和元年９月２日付け地域公共交通活性化再生協議会書面協議〕
まめバス国庫補助上限額の変更に係る地域内フィーダー系統確保維持計画の変更に伴う書面協議について

令和元年６月２５日に示された地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式に基づき算定した結果、国庫補助上限額が変更となるもの。

（変更前）４，８５４，０００円　⇒　（変更後）８，５９７，０００円

⇩

◆結果

承認：２５人、反対：０人、棄権（回答なし）：３人

※なお、令和元年１１月２５日に地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式が変更されましたことから、最終の国庫補助上限額は“１０，６９７，０００円”となりました。平成３１年度フィーダー（平成３０年１０月～令和元年９月）国庫補助上限額の変更届の提出については、本来であれば令和元年９月までに提出しなければなりませんが、国の通知が当該期限以降であったため、変更届の提出は不要であると滋賀運輸支局には確認済であります。

1.普通運賃

草津伊勢落線

草津駅～済生会病院～伊勢落～石部駅

消費税率引上げに伴う運賃改定

基準運賃額に110/108をかけ四捨五入した運賃に改定

上段	改定運賃額
下段	現行運賃額

※斜線部分（270円以上）を10円加算。260円以下は据え置き

								石部駅
							伊勢落	180
								180
						八洲工業前	180	210
						国道伊勢落	180	210
					葉　山	180	180	260
						180	180	260
				手原駅口	180	210	210	320
					180	210	210	310
			済生会病院	180	200	280	280	320
				180	200	270	270	310
		上　鉤	180	180	200	280	280	320
			180	180	200	270	270	310
	小　柿	180	230	230	260	350	350	370
		180	230	230	260	340	340	360
草津駅	180	230	300	300	340	410	410	420
国道草津	180	230	290	290	330	400	400	410

2.定期旅客運賃

令和元年7月22日付け地域公共交通会議書面協議資料

定　期　旅　客　運　賃　表

（現行）

基準運賃	通勤			通学		
	１ヶ月	３ヶ月	６ヶ月	１ヶ月	３ヶ月	６ヶ月
180	7,560	21,550	40,820	6,480	18,470	34,990
190	7,980	22,740	43,090	6,840	19,490	36,940
200	8,400	23,940	45,360	7,200	20,520	38,880
210	8,820	25,140	47,630	7,560	21,550	40,820
220	9,240	26,330	49,900	7,920	22,570	42,770
230	9,660	27,530	52,160	8,280	23,600	44,710
240	10,080	28,730	54,430	8,640	24,620	46,660
250	10,500	29,930	56,700	9,000	25,650	48,600
260	10,920	31,120	58,970	9,360	26,680	50,540
270	11,340	32,320	61,240	9,720	27,700	52,490
290	12,180	34,710	65,770	10,440	29,750	56,380
300	12,600	35,910	68,040	10,800	30,780	58,320
310	13,020	37,110	70,310	11,160	31,810	60,260
320	13,440	38,300	72,580	11,520	32,830	62,210
330	13,860	39,500	74,840	11,880	33,860	64,150
340	14,280	40,700	77,110	12,240	34,880	66,100
350	14,700	41,900	79,380	12,600	35,910	68,040
360	15,120	43,090	81,650	12,960	36,940	69,980
370	15,540	44,290	83,920	13,320	37,960	71,930
380	15,960	45,490	86,180	13,680	38,990	73,870
390	16,380	46,680	88,450	14,040	40,010	75,820
400	16,800	47,880	90,720	14,400	41,040	77,760
410	17,220	49,080	92,990	14,760	42,070	79,700

定　期　旅　客　運　賃　表

（改定）

※改定運賃額を基準運賃額とする

基準運賃	通勤			通学		
	１ヶ月	３ヶ月	６ヶ月	１ヶ月	３ヶ月	６ヶ月
180	7,560	21,550	40,820	6,480	18,470	34,990
190	7,980	22,740	43,090	6,840	19,490	36,940
200	8,400	23,940	45,360	7,200	20,520	38,880
210	8,820	25,140	47,630	7,560	21,550	40,820
220	9,240	26,330	49,900	7,920	22,570	42,770
230	9,660	27,530	52,160	8,280	23,600	44,710
240	10,080	28,730	54,430	8,640	24,620	46,660
250	10,500	29,930	56,700	9,000	25,650	48,600
260	10,920	31,120	58,970	9,360	26,680	50,540
270	11,340	32,320	61,240	9,720	27,700	52,490
290	12,180	34,710	65,770	10,440	29,750	56,380
300	12,600	35,910	68,040	10,800	30,780	58,320
310	13,020	37,110	70,310	11,160	31,810	60,260
320	13,440	38,300	72,580	11,520	32,830	62,210
330	13,860	39,500	74,840	11,880	33,860	64,150
340	14,280	40,700	77,110	12,240	34,880	66,100
350	14,700	41,900	79,380	12,600	35,910	68,040
360	15,120	43,090	81,650	12,960	36,940	69,980
370	15,540	44,290	83,920	13,320	37,960	71,930
380	15,960	45,490	86,180	13,680	38,990	73,870
390	16,380	46,680	88,450	14,040	40,010	75,820
400	16,800	47,880	90,720	14,400	41,040	77,760
410	17,220	49,080	92,990	14,760	42,070	79,700
420	17,640	50,270	95,260	15,120	43,090	81,650

令和元年7月22日付け地域公共交通会議書面協議資料

特 殊 回 数 旅 客 運 賃 表

※現行どおりの発売額

種　別		発売額	券面額	券面内訳	割引率
特殊	乗降区間不指定	3,000円	3,700円	100円券 × 30枚 50円券 × 10枚 10円券 × 20枚	0.81

（参考）定期旅客運賃額計算式

※改定運賃額を基準運賃額とする

期間	通勤			通学		
	１ヶ月	３ヶ月	６ヶ月	１ヶ月	３ヶ月	６ヶ月
割引率	基準運賃額 × 60 × 0.7	1ヶ月定期 × 3 × 0.95	1ヶ月定期 × 6 × 0.9	基準運賃額 × 60 × 0.6	1ヶ月定期 × 3 × 0.95	1ヶ月定期 × 6 × 0.9
基準運賃						

国庫補助上限額に係る算定式の変更≪概要≫

本市において、平成30年10月に地域公共交通網形成計画を策定したため、国庫補助上限額が「通常の補助を受ける場合の基本算定式」ではなく、「地域公共交通網形成計画を策定した場合の算定式」での積算となり、単価が「120円」から「150円」に増額され、補正係数の「0．7」がなくなり、基礎定額が「200万円」から「350万円」に増額される。

変更前

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	草津市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	33,983
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人　口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対　象　人　口	算定式	国庫補助上限額
33,983	33,983人×120円×0.7＋2,000千円	4,854,000円

変更後

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	草津市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	33,983
交通不便地域	

（令和元年 11 月 25 日の国の通知による変更）
33,983 人×150 円＋5,600 千円 ➡ 10,697,000 円

交通不便地域の内訳

人　口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対　象　人　口	算定式	国庫補助上限額
33,983	33,983人×150円＋3,500千円	8,597,000円